


司法書士から
重要なお知らせ
です！

令和6年4月から土地・建物の 相続登記の申請が義務化されます

お宅の不動産は亡くなった方の名義のままになっていませんか？

どうしたらいいの…
そんな方のために、



司法書士による
相続登記セミナー & 相談会開催

日時 / 令和6年2月17日 **土** 13:00～

セミナーmenu

(掛川会場・袋井会場)

第1部 **みなさん、相続登記はお済みですか**
～令和6年4月1日から義務化されます～

第2部 **相続したけど使わない土地は、国が引き取ってくれるかも！？**

相談会では、みなさまのご質問・ご相談に司法書士がお答えします。
いずれも参加無料です。お気軽にお越しください。

開催場所・詳細については裏面へ ➡

【会場・時間】

※事前予約は不要です。
ただし先着順のため、定員になり次第受付終了となる場合があります。

	地域	場所	セミナー	相談会
セミナー・相談会開催	掛川会場	掛川商工会議所 中会議室・小会議室 (掛川市掛川551-2)	13:00～14:00 (定員 名)	14:15～16:15 (定員 組)
	袋井会場	袋井新産業会館キラット あきはホール (袋井市高尾1129-1)	13:00～14:00 (定員 名)	14:15～16:15 (定員 組)
相談会のみ	菊川会場	菊川市商工会 大会議室 (菊川市加茂2156)	—	13:00～15:00 (定員 組)
	浜岡会場	浜岡福社会館 会議室 (御前崎市池新田1359-1)	—	13:00～15:00 (定員 組)
	大須賀会場	大須賀市民交流センター (掛川市西大淵100)	—	13:00～15:00 (定員 組)

相続登記申請の義務化に関するQ & A

Q 相続登記申請の義務化とは？

A 令和6年4月1日から、相続によって不動産を取得した相続人は、原則、その所有権の取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならなくなりました。

Q 対象は令和6年4月1日以降に亡くなった人だけですか？

A いいえ、それより前に亡くなった方も対象となります。令和6年4月1日より前に亡くなったケースで相続登記がされていないものについては、令和9年3月31日までに相続登記をする必要があります。まだお済みでない方は、お早めに手続きをしましょう。

Q 期限内に相続登記をしないとどうなりますか？

A 正当な理由がなく、期限内に相続登記をしない場合には10万円以内の過料が科せられる可能性があります。

主催 静岡県司法書士会掛川支部



相続登記や
相談会の情報は
こちらからも

司法書士会 掛川支部

検索

▶▶ <https://司法書士会掛川支部.com/>

